# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

Koei Chemical Company, Limited

最終更新日：2015年7月6日

広栄化学工業株式会社
代表取締役社長　津田　重典
問合せ先：総務人事室（03-6837-9300）
証券コード：4367
http://www.koeichem.co.jp/index-j.htm

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営システムの効率化を図るとともに、公正な企業活動を期し、コンプライアンスを重要な経営の根幹として位置づけている。これらを補完強化するものとして、役員連絡会、内部統制委員会等を設置し、当社事業の運営に取り組んでいる。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 住友化学株式会社 | 13,657,000 | 55.82 |
| 塩野義製薬株式会社 | 1,671,000 | 6.83 |
| 武田薬品工業株式会社 | 1,457,000 | 5.96 |
| 田辺三菱製薬株式会社 | 910,000 | 3.72 |
| 広栄化学社員持株会 | 268,000 | 1.10 |
| 丸石化学品株式会社 | 168,000 | 0.69 |
| 住友精化株式会社 | 130,000 | 0.53 |
| アキ商会株式会社 | 122,000 | 0.50 |
| 住友生命保険相互会社 | 100,000 | 0.41 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 100,000 | 0.41 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | 住友化学株式会社 （上場：東京）（コード） 4005 |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社は住友化学(株)であり、少数株主保護の方策に関しては、関係法令および住友化学グループ内で定めている運営基準に基づき、内容に応じた適切な手続きにより、少数株主の保護に配慮した適切な経営を行っている。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は住友化学(株)であり、当社の議決権数の56.37%(平成27年3月末現在、間接所有を含む)を所有している。当社は、総合化学メーカーである住友化学グループの一員として親会社およびグループ各社との間で、取引や人的な面などで連携・協力関係にある。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 7 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 岩田　圭一 | 他の会社の出身者 | | ○ | | | | | | | | | |
| 田中　誠一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 岩田　圭一 | | ――― | 取締役会の管理監督機能を実効性あるものにするため。<br>岩田圭一氏は、長年、住友化学(株)での事業部門の管理・企画実務に従事し、当該業務に精通している。この知見に基づいて当社経営戦略等への提言等を通じ、当社業務の発展に貢献するものであると判断した。 |
| 田中　誠一 | ○ | ――― | 取締役会の管理監督機能を実効性あるものにするため。<br>田中誠一氏は、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、法律面を中心とした客観的・中立的な知見に基づいた当社経営戦略等への提言等を通じ、当社業務の発展に貢献す |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | るものであると判断した。<br>また、当社との間に顧問契約等の業務上の関係を有さず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員に指定している。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役と会計監査人とは、常日頃から監査業務に関する連携を密にしており、定期的に監査内容に関する意見交換を行っているほか、決算時には、会計監査人から会計内容に関する報告を聴取し、監査業務に反映している。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 岩崎　明 | 他の会社の出身者 | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 瀧口　健 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 東　英雄 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| | | | 監査役会設置会社の法定要件を充足し、監査を実行あらしめるため。<br>岩崎　明氏は、長年、住友化学(株)での査業・経理・企画などの管理部門の業務に従事し、 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 岩崎　明 | | ――― | 当該業務に精通し、現在は同社技術・経営企画室部長である。当社業務の発展のため、同氏の豊富な実務経験をいかした当社に対する監査業務の実施を通じ、当社業務の発展に貢献するところが大きいと判断した。 |
| 瀧口　健 | ○ | ――― | 監査役会設置会社の法定要件を充足し、監査を実行あらしめるため。<br>瀧口　健氏は、企業経営者としての経験と見識を有しており、豊富な実務経験をいかした当社監査業務の実施等を通じ、当社業務の発展に貢献するところが大きいと判断した。<br>また、当社との間に利害関係を有さず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定している。 |
| 東　英雄 | ○ | ――― | 監査役会設置会社の法定要件を充足し、監査を実行あらしめるため。<br>東　英雄氏は、税理士としての専門的な知識と経験および行政機関の要職を歴任した経験と見識を有していることから、税務および財務を中心とした客観的・中立的な監査業務の実施等を通じ、当社業務の発展に貢献するところが大きいと判断した。<br>また、当社との間に顧問契約等の業務上の関係を有さず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、同氏を独立役員に指定している。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 3 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明

現在実施に向けての内容を決定するに至っていないため。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、各期に取締役へ支払った報酬の総額を記載している。なお、有価証券報告書については、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を通じて公衆縦覧に供している。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成しており、「基本報酬」については、従事職務や中長期的な会社業績を反映させた固定報酬として支給し、「賞与」については、当該事業年度の連結業績の動向をベースに支給総額を決定し、職務内容等を勘案して各人に配分している。
また、監査役の報酬については、各人の報酬額は監査役の協議によって決定されるが、監査役が業務執行を行っていないことに鑑み「賞与」は支
給せずに、「基本報酬」のみとしている。
なお、当社では、平成20年５月９日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止する旨の決議を行っており、同制度を廃止した。廃止までの在任期間のある取締役及び監査役に対しては、当該期間に対応する退職慰労金の支払いを第147期定時株主総会で決議し、各自の退任時に支払いを完了した。
取締役及び監査役の報酬水準については、会社業績の実態、公表されている役員報酬に関する情報、当社従業員報酬とのバランス、過去の支払実績等を総合的に勘案している。

**【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】**

社外役員のサポートについては、総務人事室でこれを担当しており、経営上重要な案件については事前に当該社外役員に対する説明を行うとともに、取締役会、役員連絡会などに関する資料については、出欠にかかわらず都度資料を提供し、必要に応じて説明等を行って いる。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会制度に加え社外取締役を選任する体制を採用している。また、重要な意思決定の迅速化・業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期は1年としている。
取締役会は原則月に1回開催され、法令、定款および社内規程において定められた重要な業務執行について決議を行っている。
この他、社内規程で定めた重要事項等、業務執行にあたって重要なものであると判断される場合は、原則月に1回開催されている役員連絡会などにおいて、業務執行内容の妥当性等について、経営的観点から議論を行い、業務執行の一助としている。なお、社外取締役については現在1名
を選任しており、社外の立場から、当社経営方針等への提言を受けることを通じ、当社業務の発展に資することを期待するものである。
業務執行の監督機能については、取締役会に加え、業務執行の内容を法令遵守・企業統治等の観点から監督を行うために、「内部統制委員会」

を組織し、当社業務執行の監督を行っている。
監査役会は社外監査役3名を含めた4名で組織している。監査役会は原則月に1回開催し、業務内容の監査状況について、各監査役間で情報、意見の交換を行っている。また各監査役は、取締役会、役員連絡会等当社の重要会議に出席し、業務執行内容等の報告を受け、監査を行ってい
る。
さらに、監査役、監査役会における当社業務の監査の実効をあげるため、取締役および使用人に対して定期的にその業務の内容について報告を
求め、調査を行っている。また常日頃から、各監査役と会計監査人とは監査業務に関する連携を密にしており、決算時には、会計監査人から会計
内容に関する報告を聴取している。会計監査人はあずさ監査法人である。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度に加え社外取締役を選任する体制を採用している。監査役の過半数は社外監査役とし、会社経営の健全性はもとより、効率
性の面についても有益な意見をいただくことで、監査役の機能の充実化を図り、監視機能を強化している。さらに、客観性・中立性を確保するため、社外取締役を1名選任している。このほか、執行役員制度の採用等の取り組みを通じて、監視・監督機能の強化を図っている。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の早期開催と招集通知の早期発送に努めている。<br>また、当社ウェブサイトにおいて招集通知の発送前開示を実施している。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 本年6月の定時株主総会は、いわゆる集中日に該当しないものと考えている。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページに専用ページを設け、各種資料を掲載している。<br>http://www.koeichem.com/ir/zaimu.html | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 総務人事室が広報・IRを担当している。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業活動における基本的な行動基準を成文化した「広栄化学企業行動憲章」ならびにその具体<br>的な方針指針等を定めた「広栄化学企業行動要領（コンプライアンスマニュアル）」を制定し、全役員・従業員に周知している。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 年1回「安全・環境・品質報告書」を作成、関係先に配布している。加えて当社工場所在地の千葉県袖ヶ浦市において、緑地保全ボランティア活動に当社社員が定期的に参加している他、地元小学校での理科教室の実施なども行っている。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
当社においては2003年10月以来、「広栄化学企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」のもと、「コンプライアンス委員会」及び「広栄化学企業行動要領」(コンプライアンスマニュアル)を策定し、当社及び当社グループのコンプライアンスに関する考え方の基本、全社各部門における法令違反の予防措置並びに法令違反発生時の対処方法及び是正方法などについて定めている。また、社内研修会などで当社及び当社グループの取締役及び使用人への徹底を図るとともに、内部監査を継続的に実施して当社職務の執行が適法になされているかどうかを検証している。さらに、「金融商品取引法」及び「同施行令」などに規定される決算財務報告の適正性を確保する観点から、「J－SOX委員会」を設け、当社及び当社グループにおける財務報告にかかる内部統制報告制度の構築及び適切な運営を図るべく対応している。
当社は、「内部統制システムに係る基本方針」に則り、取締役会における「内部統制システム」の構築運用に努めるとともに、当社及び当社グループにおける充実を不断に図るため、「内部統制システム」に関する諸施策を審議する「内部統制委員会」を設置している。引き続きコンプライアンス体制を当社取締役及び使用人全員で堅持し、必要に応じて適時適切に見直しを行い、実効性のあるコンプライアンス体制を確保していく。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
当社の取締役の職務の執行に関する情報については、以下のとおり体制を整備している。
情報の保存及び管理については、「情報管理規程」などの社内規程において、業務に使用する各種紙面、電子的情報の取扱、情報の保存年限、廃棄の方法などを定め、これらを全取締役及び使用人に周知し情報の保全に努めている。さらに、業務上重要な情報などの漏洩を防止する観点から、退職者は秘密保持誓約書を提出することとしている。
また、情報システムの利用については、「情報システムセキュリティ規程」を定め、情報システムの利用権者を明らかにするとともに、不正アクセスへの防止対策を講じている。さらに、インサイダー情報の取扱については、その重要性を考慮して「内部者取引管理規程」を定め、適切な管理を行っている。
これらの体制については、定期的に内部監査を行っており、今後も必要に応じて適時適切に見直しを図っていく。

当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
当社は、当社及び当社グループにおける損失の危険(以下「リスク」という。)への対策として個別の規程を設けるほか、各種経営判断においてあらゆる角度から綿密に検討を重ねるとともに、取締役会、役員連絡会などでの議論を経営判断の一助とするなど、「リスク」を極小化する努力を常日頃から行っている。
具体的には、「リスク管理規程」及びこれに基づき設置されている「リスク管理委員会」において、生産及び物流に関する「リスク」など当社及び当社グループの経営全般におよぶ「リスク」を定期的に洗い出し、把握、予防し、万一「リスク」が顕在化した場合に備え、緊急時などの各種対策に関する規程規則類を整備している。さらに、今後も必要に応じて適時適切に見直しを図っていく。

当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
当社は、当社及び当社グループでの職務執行の効率性を追求するために、当社及び当社グループの「事務章程」、「決裁基準規程」等において、業務権限の明確化、効率化を図るとともに、IT技術等を活用した経営情報の共有化を図り、事業の進捗を管理する体制を整備している。

当社グループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び住友化学株式会社(以下「住友化学」という。)グループの一員として業務の適正を確保するための体制について
当社は、当社グループを含めたコンプライアンス体制を構築するとともに、「関係会社運営規程」を制定し、当該規程の下で当社グループの取締役等が当社に対して事業の方針、事業計画その他事業上の重要事項の報告を行う体制を整備している。加えて、役員などの派遣を通じ当社グループ業務運営の強化、適正化を図っている。
さらに、当社は、親会社である住友化学との関係において、住友化学の戦略と連関しつつ、内容に応じた適切な手続により、他の株主などにも配慮した経営を行っている。

当社の監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する(その独立性を含む)体制について
当社では、監査役の指揮を受け、その職務を補佐する任にあたる「監査役付属」という職制がある。当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の指揮を受け、その職務を補佐する使用人について、取締役からの独立性を確保するために、「監査役付属」の人事については監査役の承認を得た上で行うものとしている。

当社及び当社グループの取締役及び使用人の監査役会、監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに報告及び費用の処理の方針等の体制について
当社の監査役は、取締役会、役員連絡会など当社の重要会議に出席し、当社の取締役及び使用人から当社及び当社グループの業務執行内容などの報告を受けるとともに、当社及び当社グループに関して当社の監査役が求める事項について、当社の取締役及び使用人が報告を行う体制を整備している。また、当社グループ監査役からは、定期的な情報交換を通じて当社グループでの監査の内容について報告を受けている。さらに、当社は、常勤監査役が社内データベースへフルアクセスを行うことのできる体制をとっている。また、当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に会合の機会を持ち、会社が対処すべき課題及び監査上の重要課題等について意見交換を行う機会を設けている。
当社は、引き続き、当社の取締役及び使用人並びに当社グループの取締役、監査役及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)が当社の監査役に報告すべき事項を適切な方法で報告する体制を整備していくとともに、当社の監査役に報告を行ったことに関連して不利益を課されない体制を整備することとしている。
監査にかかる費用については、当社の監査役の職務の執行に必要なものを確保できる体制を整備することとしている。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、広栄化学企業行動要領(コンプライアンスマニュアル)において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては毅然とした対応を行い、一切の関係を持たず、また取引などを行ってはならない旨規定している。さらに、万一、反社会的勢力から接触があった場合には総務人事室を窓口とし、警察や外部の法律専門家とも協力して対応を行うこととしている。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

［別添1］ コーポレートガバナンス体制

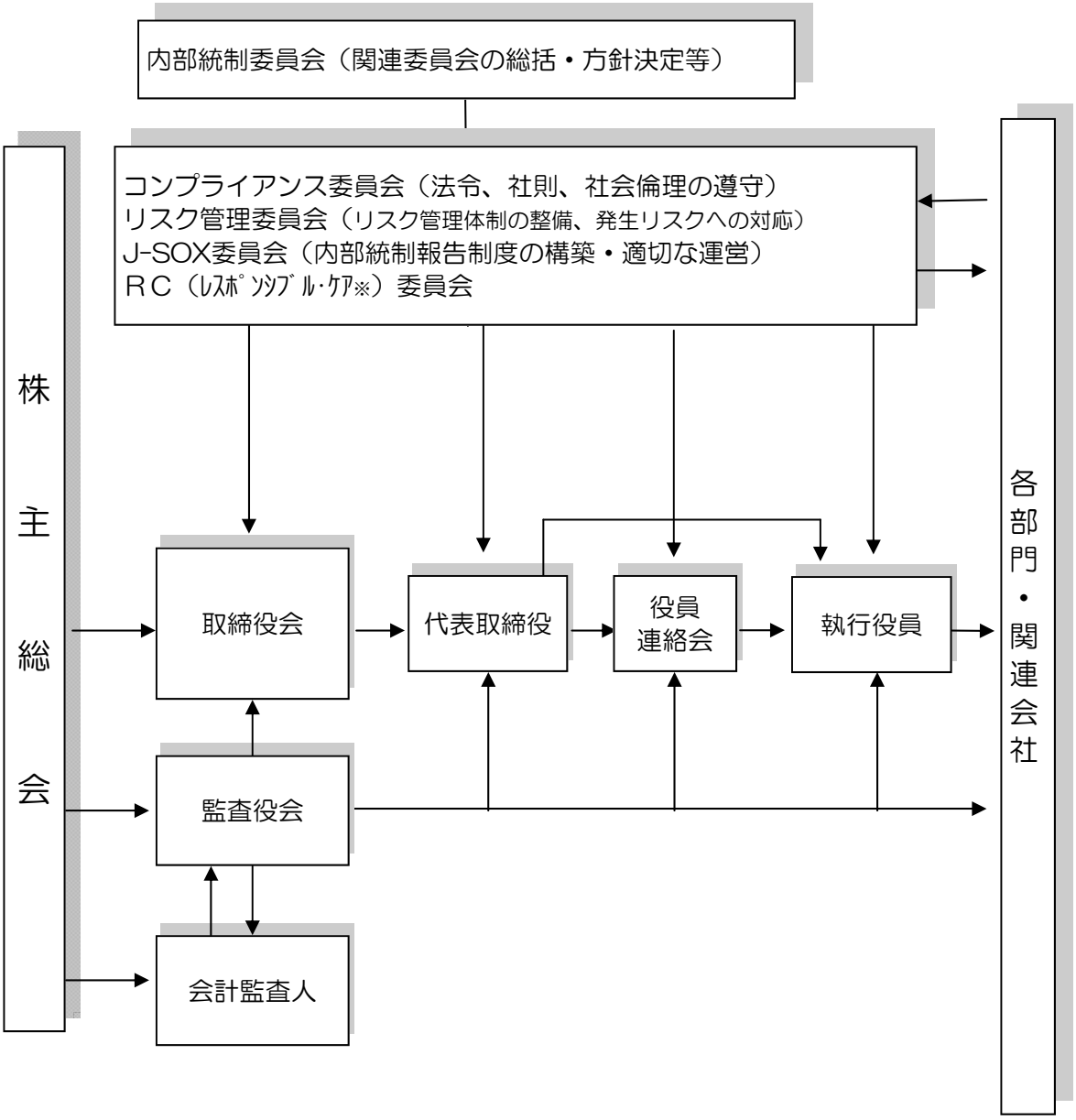


［別添2］ 適時開示体制

